香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月28日

香川県教育委員会

## 香川県教育委員会規則第1号

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会事務局組織規則(昭和44年香川県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(義務教育課の分掌事務) 第4条 略 (1)~(3) 略 (4) 市町立の小学校及び中学校並びに県立学校における学校教育の情報 化の推進に関すること(他課の所管に属するものを除く。)。	(義務教育課の分掌事務) 第4条 義務教育課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1)~(3) 略
$\frac{(5)}{(17)}$ 略	<u>(4)</u> ~ <u>(16)</u> 略

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。